

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 視聴覚室

3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則 藤 原 和 正 太 田 修

小 林 桂 治 石 黒 五 月 宮 本 英 美

藤 原 由 果 大 森 茂 利 由 喜 門 尊

出 射 實 久 山 英 之

欠席委員

4. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 青木 潔

事務局 坂本 隆也

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局長 開会を宣言する（午前９時３０分）
定刻となりましたので、これより令和３年度瀬戸内市農業委員会、第
１２回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまし
て、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。やっと春らしい季節になってきました。今後、
どんどん暖かくなってきますので皆様よろしくお願いいたします。そ
れでは、本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意
見のほどよろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数１１名のうち１１名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては藤原会長よりお願いいたします。

議 長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに出射委員、宮本委員、よろしくお願いします。

早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の 1 頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和 3 年度瀬戸内市農業委員会第 1 1 回総会で転用許可と議決されました、下記案件について、令和 4 年 2 月 2 8 日付けで瀬戸内市長より開発許可及び岡山県農業会議による諮問会議にて、許可意見が下りたので指令書の交付をしておりますことを報告したものとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長　それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の２～３頁目をご覧ください。農地法第３条許可申請 についてでございます。

【1 番案件】

譲受人「邑久町尾張 1 4 1 9 番地 2 株式会社 宇津木ファーム
代表取締役 宇津木 康文 農業」。譲渡人「■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■ ■■■■ ■■■」。農地の所
在地は「邑久町尾張 1 4 5 4」。登記、現況地目はいずれも「田」。
面積は 1,245 m²。「邑久町山手 4 9」。登記、現況地目はいずれも
「田」。面積は 1,297 m²。「邑久町山手 2 6 9-2」。登記、現況

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

[illegible]

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

[illegible]

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が耕作、管理が出来ないことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。
農地の所在地は「邑久町本庄 ５１６０」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は４,２６５㎡。譲受人の農地までの距離は１０００ｍ。耕作面積は５３８,６１８㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも３名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が高齢によって管理が出来ないため行う所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の正富委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。

農地の所在地は「邑久町上山田 359」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,440 m²。譲受人の農地までの距離は4.8 km。耕作面積は21,253 m²となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

距離は21km。耕作面積は13,058㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【11番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町福岡 921-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は954㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は19,846㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、利用権設定していたものを所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事務局 1番案件についてご説明します。譲渡人が高齢のため今後の管理が出来ないため、譲受人が代わりに管理・耕作することで話がまとまりました。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事務局 2番案件についてご説明します。譲渡人が市外に住んでいることから、今後管理等も出来ないため、譲受人に売買することで話がまとまりました。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、お願いします。

事務局 3番案件についてご説明します。譲渡人が市外に住んでいることから、今後管理等も出来ないため、譲受人に売買することで話がまとまりました。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、お願いします。

事 務 局	4 番案件についてご説明します。譲渡人は市外に住んでおり、今後市内に帰ってくることも無く、管理も出来ないため、それぞれの譲受人に渡すことで話がまとまったそうです。どちらも特に問題ありません。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、5 番案件について、お願いします。
事 務 局	5 番案件についてご説明します。譲渡人は市外に住んでおり、今後市内に帰ってくることも無く、管理も出来ないため、それぞれの譲受人に渡すことで話がまとまったそうです。どちらも特に問題ありません。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、6 番案件について、お願いします。
事 務 局	6 番案件についてご説明します。譲渡人は高齢であり今後耕作や管理も出来ないので譲受人へ譲り渡すことで話がまとまりました。譲受人はこれまで手広く農業を行っている方のため特に問題ないと思います。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、7 番案件について、お願いします。
事 務 局	7 番案件についてご説明します。譲渡人と譲受人はそれぞれぶどうを栽培しております。このたび当該申請地のぶどう畑をそのまま譲受人に譲り、栽培してもらうことで話がまとまったそうです。特に問題ありません。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、8 番案件について、お願いします。
事 務 局	8 番案件についてご説明します。譲受人は農地所有適格化法人であり、法人として所有権移転し、当該農地でブドウ栽培を行う予定となっております。現況もブドウ栽培がいつでも行えるように整備されていること、営農計画もしっかりしているため特に問題ないと思います。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、9 番案件について、お願いします。
事 務 局	9 番案件についてご説明します。譲渡人は市外に住んでおり、今後も農業することも無く、市内に帰ってくることも無いため、譲受人に無償で渡すことで話がまとまったそうです。どちらも特に問題ありません。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、10 番案件について、お願いします。
事 務 局	10 番案件についてご説明します。譲渡人が備前市で面積も小さく、管理するつもりも今後ないことから譲受人へ渡して管理することで話がまとまりました。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、11 番案件について、お願いします。

[illegible]

事 務 局 1 番案件についてご説明します。当該農地は新しい道路と古い道路に囲まれた土地であり、北側のバナナ農園の資材置場兼露天駐車場として利用することです。囲まれた部分で近隣農地への影響もありません。排水関係についても特に問題ないので大丈夫だと思います。

事務局 2 番案件についてご説明します。譲受人は申請地の隣接地で建設業を行っております。現在の資材置場では手狭となったため、隣接地を資材置場として利用することとなりました。申請地は集落からも離れており、近隣農家からの承諾をもらっております。また、排水等についても問題ないので大丈夫だとおもいます。

事 務 局 3 番案件についてご説明します。譲渡人と譲受人は親子関係で両親の家の南側に家を建てる計画となりました。隣地承諾と排水関係の承諾ももらっているため特に問題ないと思います。

(意見なし)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可意見として決定させていただきます。

- 続きまして、第3号議案、農地転用事業計画変更承認について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料5頁目をご覧ください。第3号議案農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。
- 【第3号議案農地転用事業計画変更申請承認について議案書をもとに朗読】
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案 農地転用 事業計画変更申請承認について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 はい、全員賛成ということで、承認とさせていただきます。
- 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料6～9頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 以上、事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。令和4年4月の通常総会については4月20日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。令和4年5月の通常総会につきましては、5月18日水曜日に瀬戸内市役所 本庁 2階大会議室で開催予定となっております。
- 議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これもちまして、令和３年度
３月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前１０時００分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印
する。

令和４年３月１０日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員